

日 銀 業 第 4 4 5 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

国債振替決済制度参加者 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する細則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度参加者と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます。）による授受に移行すること（「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（2022年10月18日付日銀業第439号））に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正に伴い、2022年11月1日以降に「決済照合システムによる照合開始に関する届出書」（標記規程第1号書式）、「デフォルト資金受入・払込先等の変更に関する届出書」（標記規程第2号書式）または「決済照合システムによる照合取止めに関する届出書」（標記規程第3号書式）を提出する場合には、本件改正後の書式を使用してください。

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次のとおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」（2022年8月4日付日銀業第329号別紙）により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程については、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考え

られる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行っています。

2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に定める書面のうち、現行押印（署名を含みます。以下同じです。）を要する書面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要とします（日本銀行が特に指示する場合を除きます。）。また、業務オンラインにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者（以下「代表者等」といいます。）から提出されたものとして取扱うため、代表者等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以 上

【本件に関する照会先】

- 日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
- ・ 改正内容に関するもの 原口（内線：6057）、松田（内線：6116）
 - ・ 上記以外 高木（内線：6059）、佐藤（内線：6061）
中山（内線：6106）

「日本銀行が外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振替等に関する細則」中一部改正

- 第1号書式から第3号書式までを次のとおり改める（全面改正）。

(第1号書式)

決済照合システムによる照合開始に関する届出書

年 月 日

日 本 銀 行
業 務 局 御 中

(金融機関等名)

当方は、外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振込国債の振替または当該顧客口座への振込国債の振替の内容の貴行との間の照合に関し、
年 月 日^(注1)以後の日を受払日とするものの一部または全部については、決済照合システムにより行うこととしますので、下記の事項を届出ます。

記

金融機関等コード									
金融機関識別コード ^(注2)									
デフォルト資金受入・払込先 ^(注3)									

以 上

(注1) 提出日の10営業日後の日以後の日を記載してください。

(注2) 株式会社証券保管振替機構に届出た金融機関識別コード(支店コードを除く5桁または8桁の英数字)を記載してください。5桁の数字を記載する場合には、右詰めで記載してください。

(注3) 金融機関等店舗名を記載してください(本届出書を提出する者が「国債資金同時受渡に関する規則」に規定する「約定金融機関等」である場合に限ります。)

日本銀行は、決済照合システムにより照合を行った場合には、「資金支払人」および「受方資金決済口座番号」の項目または「資金受取人」および「渡方資金決済口座番号」の項目について、本項目に記載された資金受入・払込先（「国債資金同時受渡に関する規則」に規定する「資金受入・払込先」をいいます。）に関するものが入力されたものとして取扱います。

(※) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本届出書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

ついて株式会社証券保管振替機構との間で調整してください。

(注3)「デフォルト資金受入・払込先」に変更が生じる場合に限り、記載してください。この場合、金融機関等店舗名を記載してください。

(※) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本届出書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

(第3号書式)

決済照合システムによる照合取止めに関する届出書

年 月 日

日 本 銀 行
業 務 局 御中

(金融機関等名)

当方は、外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振込国債の振替または当該顧客口座への振込国債の振替の内容の貴行との間の照合に関し、
年 月 日^(注)以後の日を受払日とするものについては、
決済照合システムにより行うことを取り止めますので、届出ます。

以 上

(注) 提出日の10営業日後の日以後の日を記載してください。

(※) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本届出書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。